

一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当協会は、一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会と称する。
- 2 当協会の英語名は、Japan Cryptocurrency Business Association とする。

(主たる事務所)

- 第2条 当協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 当協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的及び理念)

- 第3条 当協会は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号、その後の改正を含み、以下「資金決済法」という。）第2条第8項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第7項に規定する仮想通貨交換業の適正な実施を確保し、並びに仮想通貨交換業の健全な発展及び仮想通貨交換業の利用者の保護に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 仮想通貨交換業を行うにあたり、資金決済法その他の法令の規定及び第3号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
 - (2) 会員の行う仮想通貨交換業に関し、契約の内容の適正化その他仮想通貨交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
 - (3) 会員の行う仮想通貨交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
 - (4) 会員による資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守状況の調査
 - (5) 仮想通貨交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
 - (6) 会員が行う仮想通貨交換業に関する利用者からの苦情及び紛争の処理並びに相談
 - (7) 仮想通貨交換業その他の仮想通貨を活用した金融関連ビジネス（以下「仮想通貨ビジネス」と総称する。）に関する調査研究、提言
 - (8) 仮想通貨交換業に関する普及啓発、消費者教育及び広報
 - (9) 仮想通貨交換業に関する研修会、講習会等の開催
 - (10) 仮想通貨交換業に携わるにあたって必要な情報の提供
 - (11) 仮想通貨交換業に関係を有する外部機関との連携及び情報交換

(12) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

(自主規制規則)

第5条 当協会は、理事会の決議によって前条第3号に定める規則（以下「自主規制規則」という。）を定め、仮想通貨交換業を行う会員に遵守させなければならない。

(定款施行規則)

第6条 本定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める定款施行規則をもって定める。

(公告の方法)

第7条 当協会の公告は、当協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第8条 当協会の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

仮想通貨交換業者

(2) 準会員

資金決済法第63条の3に規定する登録の申請を行う予定にある業者、金融庁所管の金融機関等で正会員に該当しない業者及び仮想通貨交換業以外の仮想通貨ビジネスに携わる業者

(3) 協力会員

前各号に該当する者以外の当協会の趣旨に賛同し入会した法人又は個人

(入会手続)

第9条 当協会の会員となろうとする者は、当協会の目的に賛同し、当協会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の申込みがあった場合、理事会において定める入会及び退会に関する規則における基準に基づき、入会の可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(経費等の負担)

第10条 会員は、当協会の事業活動の経費を賄うため、理事会において定める会費等に関する規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の他、正会員は、当協会の特別な支出に充てるため必要な場合は、社員総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

- 3 会員がその資格を喪失した場合その他のいかなる場合であっても、当協会は、前各項に基づいて納付を受けた入会金、会費、又は特別会費を返還しない。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも当協会を退会することができる。ただし、当協会に未払いの債務がある場合は、退会に際してその全額を返還しなければならない。

(除名)

第12条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は本定款若しくは自主規制規則その他の当協会の定める規則に違反したとき。
 - (2) 当協会の名誉を毀損し、又は当協会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨及びその理由の概要を通知する。
 - 3 会員の除名にあたっては、当該会員に弁明の機会を付与するものとする。
 - 4 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員名の公表の措置をとることができる。

(会員の資格喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 個人である会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散（合併による場合を除く。）したとき。
 - (5) 第10条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(調査)

第14条 当協会は、正会員の営む仮想通貨交換業に関し、資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則の遵守状況並びに業務の状況若しくは財産の状況若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 正会員は、前項の規定により行う当協会による調査に応じなければならない。

(指導又は勧告)

第15条 当協会は、正会員が資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則の遵守状況並びに当該正会員の行為が本協会の目的に鑑みて適当でないと認めるときは、理事会で定めるところにより、当該正会員に対して当該事由を示し弁明の機会を与えたうえで、必要な指導又は勧告を行うことができる。

(権利の制限又は停止)

第16条 当協会は、正会員が資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は本定款若しくは自主規制規則その他の当協会の定める規則に違反した場合には、理事会で定めるところにより、当該正会員に対して当該違反事由を示し弁明の機会を与えたうえで、理事会の決議により、本定款に定める当該正会員の権利の制限又は停止を行うことができる。

2 前項の規定により正会員の権利の制限又は停止を行った場合には、当該正会員名の公表の措置をとることができる。

(会員名簿の公開)

第17条 当協会は、会員名簿を作成し、これを本協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 会員名簿の記載事項は、定款施行規則にこれを定める。

第3章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第20条 定時社員総会は毎年6月に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに社員に対して発する。

(議決権)

第22条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

- 2 会員は、理事会が承認し、招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第24条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数を持って行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第26条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を常勤理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常勤理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常勤理事は、当協会に常に勤務するものとし、理事会において定めるところにより、当協会の業務の一部を執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、別に理事会において定める規程に従って算定した額を、報酬、賞与その他の職務執行の対価（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

- 2 監事に対して支給する報酬等は、社員総会において定める。ただし、監事が2名以上あるときは、社員総会において監事全員の報酬等の総額を定め、その範囲内で、監事の協議によって各監事の報酬額を定めることができる。
- 3 理事及び監事には、別に定める規程に従い、その職務を行うために要する費用（報酬等に該当するものを除く。）の支払いをすることができる。

（役員等の責任の一部免除又は限定）

第33条 当協会は、役員のパ償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当協会は、理事（業務執行理事又は当協会の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

（構成）

第34条 当協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第35条 理事会は、本定款において別に定めるもののほか、次の職務を執り行う。

- （1）業務執行の決定
- （2）理事の職務執行の監督
- （3）会長その他の役付理事の選定及び解職

（開催）

第36条 理事会は、定時理事会と臨時理事会からなるものとする。

- 2 定時理事会は、3か月に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - （1）会長が必要と認めたとき
 - （2）会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
 - （3）前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その招集をした理事が招集したとき
 - （4）法令に基づき監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前二項にかかわらず、前条第3項第3号による場合は理事が、同第4号による場合は監事が、それぞれ理事会を招集する。
- 4 理事会を開催するときは、招集者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に理事会の目的事項を記載して通知するものとする。

(議決)

第38条 理事会の議長は、会長が務めるものとする。ただし、会長に事故がある場合、その他正当な事由がある場合は、理事会の決議により議長を定めることを妨げない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会は、出席理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会における各理事は1人につき1議決権を有する。
- 5 理事会は、代理人による出席は認めない。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事会に関するその他の規則)

第41条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるものほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第6章 幹事会

(幹事会)

第42条 理事会の決議により、当協会に幹事及び幹事会を置くことができる。

- 2 幹事の選任及び解任は、理事会の決議による。
- 3 幹事会は、理事会の諮問に応じて仮想通貨交換業に関する制度調査や自主規制規則の原案の作成、その他仮想通貨ビジネスに関して理事会に報告又は意見を述べることができる。

- 4 幹事は、正会員、準会員又は特別会員に所属する仮想通貨その他の金融ビジネスに関する知識を有する個人が選任される。
- 5 幹事の員数は、理事会が随時定めることができる。
- 6 前各項のほか、幹事又は幹事会に関して必要な事項は、理事会において定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時社員総会に提出する。第1号の書類については定時社員総会においてその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けるものとする。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 当協会の業務を処理するため、当協会に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

第9章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(経過措置)

第49条 平成30年6月30日までの期間、第8条第1号の正会員については、仮想通貨交換業者のほか、資金決済法第63条の3に規定する登録の申請を行う予定又は申請を行った者を含むものとする。

- 2 前項の経過措置の終了した時点をもって、仮想通貨交換業者以外の正会員は、準会員に変更となるものとする。ただし、当該正会員から、あらかじめ当協会に対して、協力会員への変更又は退会の申し入れがあった場合を除く。

(改訂履歴)

平成28年4月1日	制定
平成28年12月19日	改定
平成29年6月27日	改定
平成30年6月26日	改定